

狂犬病予防注射(秋季実施)を行います

生後91日以上の子犬を飼っている方は、生涯に一度の登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務付けられています。春に予防注射をしなかった場合や、春以降に飼われた犬でまだ予防注射をしていない場合は、日程表を確認し、犬の行動を制御できる方が最寄りの会場に連れてきてください。

まだ登録をしていない場合は予防注射会場でも登録手続きができます。また、登録している犬が死亡した場合や、登録内容に変更があった場合は役場への届出が必要です。

動物病院で注射を受けた場合でも、届け出が必要です。「狂犬病予防注射済証」と手数料(550円)を、注射会場もしくは住民生活課窓口へお届けください。

料 金
(1頭当たり)

狂犬病予防注射料 3,250円
まだ登録していない場合は登録料 3,000円
※なるべくおつりのないようお願いします。

※受付時に使用しますので、送付されたハガキを必ずご持参ください。

地区	月 日	時 間	会 場
千畑地区	10月12日(水)	9:30 ~ 9:40	大坂環境改善センター
		9:50 ~ 10:00	元本堂生活改善センター
		10:10 ~ 10:20	武道館駐車場
		10:30 ~ 10:40	千屋中部会館
		10:50 ~ 11:00	土崎コミュニティセンター
		11:10 ~ 11:20	本堂馬場会館
		13:30 ~ 13:40	湯竹会館
		13:50 ~ 14:00	塚トイレパーク
		14:10 ~ 14:20	下畑屋会館
六郷地区	10月12日(水)	14:30 ~ 14:40	本館コミュニティセンター(旧もとだて児童館)
		14:50 ~ 15:00	中央行政センター(旧役場六郷庁舎)裏車庫
		9:30 ~ 9:40	六郷東根コミュニティセンター
仙南地区	10月13日(木)	9:50 ~ 10:00	野中生活総合センター
		10:10 ~ 10:20	西琴児童館
		10:35 ~ 10:45	南行政センター(旧役場仙南庁舎)自転車置場
		10:55 ~ 11:10	飯詰駅前駐車場
		13:30 ~ 13:40	金沢西根コミュニティセンター
		13:50 ~ 14:00	後三年コミュニティセンター
		14:15 ~ 14:25	石神会館
		14:35 ~ 14:45	下野際会館
		14:55 ~ 15:05	籠林会館

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

稲わら・もみ殻の焼却はやめましょう

稲わらやもみ殻の屋外焼却行為は、秋田県公害防止条例の規定により、10月1日(出)から11月10日(休)までの期間は全面的に禁止されています。違反者には厳しい措置(注意・指示・勧告・公表)が科せられます。

稲わらやもみ殻の焼却行為は、周辺的生活環境を損なう恐れがあります。焼却禁止期間以外であっても、稲わらやもみ殻の焼却行為はやめましょう。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

雑草の処分について

雑草は「燃やせるごみ」に分類されます。雑草を「燃やせるごみ」として処分する場合は、なるべく乾かしてから袋に入れてください。

雑草を用水路等へ投棄することはやめてください。用水路等が詰まる原因となります。また、家庭での雑草の焼却行為は法律により禁止されています。適正な方法で処分するようにお願いします。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

日常生活上の軽度作業を支援します

一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で身体が不自由な方を対象に、日常生活上の軽度生活援助を行っています。

■対象者（次の条件をすべて満たす方）

- ・65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯
- ・心身の障がいや疾病などにより生活援助が必要な方
- ・町民税非課税世帯

作業内容 ●シルバー人材センター会員による冬囲いの取付け・取外し、玄関前や玄関から道路までの除雪など

利用料金 ●シルバー人材センター利用単価の1割を負担していただきます。

申込方法 ●印鑑を持参して、下記の申請窓口までお越しください。

注意事項 ●年間40時間まで利用できます。また、この事業は毎年申込みが必要です。

申 美郷町シルバー人材センター ☎0187(84)0307

申・問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

高齢者世帯等の雪下ろし費用の一部を助成します

冬期間の安心安全の確保と経済的負担軽減のため、自力で雪下ろしが困難な高齢者世帯等を対象に、雪下ろしに掛かる費用の一部を助成します。

■対象となる世帯

申請日において美郷町に住所があり、次の1、2、3の要件すべてを満たす世帯

1、住宅等要件

- ①美郷町内に自ら居住のための住居を有し、現に居住していること
- ②原則、本人の持家であること（2親等以内の親族から無償で借りている家屋も可。）

2、世帯、居住者要件

- ①近親者等の援助を受けることが困難であること
- ②他の者の扶養となっていないこと
- ③次の理由により、自力での雪下ろしが困難であること（次の方のみで構成される世帯）
 - ・70歳以上の方
 - ・要介護の認定を受けている方
 - ・要支援の認定を受けている方で、民生委員等が特に必要と認めた方
 - ・身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

3、課税要件

当該年度の町民税非課税世帯であること（生活保護世帯は、当事業の対象外）

■助成金額

作業区分	補助金額	一回あたりの補助金の上限	年間の利用回数
雪下ろし	作業賃金の2分の1	15,000円	年間2回まで
排雪	排雪車、運転費用の2分の1	10,000円	年間2回まで（雪下ろしとセット）

■申請書の置いてある所・提出先

・町福祉保健課（出張所では取り扱っていませんので、ご注意ください。）

・民生委員宅

※申請書添付書類「家屋の写真」の撮影が困難な方には、後日、町職員が撮影にうかがいます。

■申請書提出後

・町から「決定通知書」と「雪下ろし登録事業者名簿」を送付します。

・「雪下ろし登録事業者名簿」に掲載している事業者へ、直接雪下ろし依頼してください。

※雪下ろしの依頼や費用の支払い方法等、詳細については、決定通知書を送付する際に同封します。

雪下ろしに協力していただける方（登録事業者：個人・法人 不問）を募集しています！

この事業による雪下ろしは、町に登録した事業者以外に依頼することはできませんので、例年雪下ろしをお願いしている方等いらっしゃいましたら、町へ登録するよう、お声がけください。

問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

日本赤十字社資のご協力ありがとうございました

5月の赤十字運動月間には活動資金にご協力をいただきありがとうございました。右記のとおり実績を報告します。ご協力いただいた社資は、日本赤十字社秋田県支部に送金しています。今後とも日本赤十字社の活動に、ご理解ご協力をお願いします。

■平成28年度合計社資額

4,917,900円

■社員数

4,977人

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907